

大規模イベントにおけるプラスチック代替容器の試験的導入及び検証業務委託に関する仕様書

1 委託する業務名

大規模イベントにおけるプラスチック代替容器の試験的導入及び検証業務委託

2 目的

- (1) 使い捨てプラスチック容器を使用しないイベントを開催することで、プラスチックごみの排出抑制と県民及び事業者の意識の醸成を図る。
- (2) 使い捨てプラスチック容器を使用しないイベントのモデルを創出し、ノウハウを実績としてまとめ、公開することで、イベント事業者への横展開を図る。
- (3) 大規模イベント（「第43回全国豊かな海づくり大会」の関連行事）において、使い捨てプラスチック容器を使用しないイベントを実施することで環境問題に取り組むことの重要性を県内外へ広く啓発する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年12月27日まで

4 業務内容

大規模イベントにおける使い捨てプラスチック容器を使用しない飲食物の販売方法（紙製容器などのプラスチック代替製品の使用など）及び排出するごみの削減方法の試験的導入及び検証

5 業務の仕様

概要：令和6年11月9日（土）及び10日（日）に開催される「第43回全国豊かな海づくり大会」の関連行事（大分市：祝祭の広場）の飲食ブースにおいて、プラスチック容器に替わる紙製容器の手配、ごみの計量及びアンケートを行い、イベント終了後に実施報告書を提出すること。

会場：祝祭の広場（大分市府内町1丁目1-1）

開催日時：令和6年11月9日（土）及び10日（日）、10時～16時（予定）

出店数：20団体（変更の可能性あり）

出店内容：水産物を使用した飲食物を提供することを想定

- (1) 飲食ブースの出店者へヒアリングを実施の上、プラスチック代替容器を手配し、出店者へ提供すること。プラスチック代替容器の仕様は出店者の意向に対応したものを準備し、また、イベント当日はプラスチック代替容器が不足することのないよう対応すること。

紙製容器の手配数：20店舗×2日間×1店舗あたり300食（想定）＝12,000個

- (2) ごみの計量を行うこと。

分別ごとにごみを計量し、通常のイベントのプラスチックごみの量から推測し、プラスチックごみ削減量を推測する。

- (3) 県民及び事業者の意識醸成のため、出店者及び来場者へアンケートを実施すること。

(4) 実施報告書を作成すること。なお、実施報告書はHPで公開する予定である。

6 成果物及び提出物

実施報告書を作成し、契約履行期間までに提出すること。実施報告書には、次に掲げる事項を含めること。(データをDVD又はUSBメモリで納品する場合は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。)

- (1) 本業務の実施内容及び結果
- (2) その他別途委託者が指示するもの

7 業務実施に当たる協議・報告等

契約締結後、速やかに契約期間中のスケジュールを説明のうえ、承認を得ること。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

10 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たとき

はこの限りではない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

(8) 本仕様に伴う一切の経費は、受託者の負担とする。